

知財等に精通した専門家の登録申請を受付しています

1. 趣旨

一般社団法人岐阜県発明協会（以下協会）と財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下センター）では、新規事業として中部経済産業局からの委託事業である「特許等取得活用支援事業」を実施しています。この事業は「知財総合支援窓口」を両機関内に設置し、中小企業の皆様からの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援を図るものです。窓口で対応できない課題については知財等の専門家を企業等へ派遣して課題解決にあたります。

今回登録して活動していただく専門家は、協会の依頼に基づき、課題を有する企業等へ出向き課題解決にあたり、その結果を知財等専門家派遣報告書にとりまとめて提出していただきます。

2. 応募（登録申請）資格

「専門家」とは、以下に掲げる項目のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 中小企業者への知的財産に関する相談業務を行っている弁理士・弁護士
- (2) 特許等の調査や特許マップ作成等、特許情報面での支援や特許等の価値評価を行っている者
- (3) 技術導入や技術開発を中心とした企業経営のコンサルタントを行っている者
- (4) 中小企業の経営、金融に関連する業務を行っている者

3. 登録申請

登録申請は、当協会のホームページ(<http://www.jiiigifu.jp/>)から様式「**知財等専門家登録申請書**」をダウンロードして必要事項をご記入の上、当協会へ郵送、持参、メール等により提出してください。

なお、登録申請にあたっては、ホームページ掲載の「**知財等専門家派遣事業実施要領**」（PDF ファイル）をお読みください。

4. 登録審査

協会では登録審査を行い登録します。

なお、審査結果については、申請者に通知します。

5. 登録期間

登録を行った年度

6. 登録した知財等専門家の留意事項

登録が直ちに知的等専門家を派遣する事業に結びつくものではない事を予めご承知おきください。

派遣については、登録された知財等専門家の中から協会が企業等の課題に応じて依頼するものです。

7. 派遣した知財等専門家の謝金等

当事業の規定に基づき謝金及び交通費を支給します。

お申込み・お問い合わせ先

一般社団法人岐阜県発明協会 特許等取得活用支援事業担当

〒509-0109 各務原市テクノプラザ 1-1 テクノプラザ 5F

TEL : 058-370-8851 FAX:058-379-0508 E-mail:info@jiiigifu.jp